

部活動実施に係る対応マニュアル (2022.1.14 Ver. 5)

スポーツ振興課
高校教育課
特別支援教育室

本県では、これまで、コロナ禍における県立学校の教育活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～文部科学省」や「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針栃木県教育委員会」等に基づき、感染防止対策を徹底し実施してきたところである。

部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生徒の学びの機会の一つとして保障していくことが重要なことから、本県においては、感染防止対策との両立を図るため、上記、国の衛生管理マニュアルと県教委の教育活動の指針に加え、本マニュアルに基づき対応することとする。なお、本マニュアルの他、競技や種目ごとに、参考資料1にある中央競技団体のガイドラインや関係団体が定める感染防止対策を踏まえた活動となるよう留意する。

また、警戒度レベルに応じた部活動については、別紙に示すとおりとする。

1 感染拡大防止について

(1) 換気等の徹底

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

(2) 手洗い・消毒の徹底

活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不必要に使い回しをしない。

(3) マスクの着用

【運動部】

運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分に確保するなど、以下①から④の事項を十分に踏まえた対策を講じる。

- ① 生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。
- ② 軽度な運動を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時は医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。
- ③ マスク着用時には呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導する。
- ④ 顧問は、原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

*「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室 事務連絡）」参照

【文化部】

活動する際は、マスクを着用する。ただし、マスクを着用したまま発声等をする場合、生徒が息苦しさを覚えることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

2 活動内容、方法等について

(1) 生徒の健康管理の徹底

- ① 部活動開始前に、生徒の状況（体温、体調）について健康観察シートを活用し把握する。
- ② 発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、必要に応じて医療機関を受診させる。

(2) 活動における留意事項

- ① 活動前に生徒の体力や健康状況等を把握する。
- ② 部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、強制しない。
- ③ 部活動の中止などにより、久しぶりに運動を再開する場合など、体力が十分に回復していない生徒もいると考えられるため、生徒の事故防止には十分に留意する。その際、当該種目に必要な体力を高めるとともに、段階的な指導を行う。
- ④ 十分な準備運動を行うとともに身体に過度な負担のかかる運動は徐々に行う。
- ⑤ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ⑥ 部活動前後の集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ⑦ 活動時間はより短時間とし、休養日を適切に設定する。
- ⑧ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。
- ⑨ 以下のアからカのとおり、熱中症対策を十分に講じた上で実施する。

ア 活動前に適切な水分補給を行うとともに、活動中や終了後にも適宜水分補給を行う。

イ 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。

ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には休ませ、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

エ 運動時のマスクの着用は必要ないが、マスクをしている場合でも、生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけはずして呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

オ マスクを外した際の感染リスクを避けるため、生徒の間隔を十分に確保する。具体的な取り扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～で示している内容を参照する。

カ 熱中症の目安となる暑さ指数(WBGT)を活動場所や活動時間毎に測定し、環境省のホームページ(熱中症予防情報サイト)にある暑さ指数に応じた対処方法や注意事項等を参考に対応する。

(3) 活動場所や時間、人数等に配慮した活動

- ① 部員数が多い場合、生徒が密集した活動とならないように工夫する。
- ② 練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとる。
- ③ 活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらすなど、一度に活動する人数を減らす。
- ④ 更衣室や部室を使用する場合は、換気をこまめに行う。短時間の利用とし、一斉に利用しないよう配慮する（着替え等）。

(4) 活動内容

活動は下記の資料及び各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止対策を徹底・継続した上で実施することとし、制限されている活動や内容等を行わない。

<資料>

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課
 - 「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針」栃木県教育委員会
 - 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課
- 本県がまん延防止等重点措置区域、又は緊急事態宣言区域となっているなど、県内での感染が拡大している場合には、特に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課の通知に添付されている、「部活動の『感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動』の制限等について」を参考にし、部活動における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での感染症対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染防止対策に取り組む。

【運動部】

活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。

※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照（参考資料1）

【文化部】

活動場所が密にならないようにする。活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な感染防止対策を講じた上で慎重に実施する。

3 警戒度レベルに応じた部活動について

- ① 警戒度レベルに応じた部活動については、別紙により対応する。
- ② 学校が分散登校やオンライン授業等となった場合、部活動は原則中止とする。

4 大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

- ① 感染力の強い変異株の拡大により、3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されていることから、本人はもとより同居する家族や身近な知人に発熱や感染が疑われる場合等は、競技会等に参加しないことを徹底する。

- ② 一部の部活動において、練習や試合、大会等に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している事例もあることから、校内での活動はもとより、大会等への参加にあたっては下記の事項に留意し、屋内外を問わず、これまで以上に感染対策を徹底する。

- ア 大会等に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。
- イ 車座になって飲み物を飲みながらの会話や食事の際に感染が広がることを防ぐため、集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、終了後は速やかな帰宅を促す。
- ウ 更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- エ 大会等に参加する者が感染した場合に感染拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を主催者側が示しているガイドライン等で再確認する。
- オ 合宿等の宿泊については、「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。

- ③ 参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

なお、大会等の参加については、下記の通知を参考にする。

- 「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組について（依頼）」令和3年6月2日付け（事務連絡）スポーツ庁政策課学校体育室・文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
- 「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動の実施について（通知）」令和3年2月1日（高教第1122号）栃木県教育委員会教育長

また、練習試合や合宿等を行う際には、下記のチェックリストを活用し、感染防止対策に努める。

- ◆ 「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料2）
- ◆ 「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料3）

4 その他

各学校は、県や文部科学省、厚生労働省、関係団体等のホームページをこまめに確認するなど、最新の情報を入手し、引き続き、生徒の安全確保に留意する。

なお、今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

<参考ホームページ>

- ・栃木県 HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver7）文科省」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・スポーツ庁
<https://www.mext.go.jp/sports/>
- ・日本スポーツ協会
<https://www.japan-sports.or.jp/>
- ・日本障がい者スポーツ協会
<https://www.jsad.or.jp/coronavirus/index.html>

警戒度レベルに応じた部活動の対応

警戒度レベル		活動日・活動時間	活動範囲	練習試合等	合宿	大会参加
レベル4 避けたいレベル	緊急事態	県教育委員会が指示	校内のみ（普段の活動場所が校外の場合は学校長が慎重に判断し実施）	不可	不可	可 （中体連・高体連・高野連・高文連等が主催する大会等のみ）
レベル3 対策を強化すべきレベル	緊急事態					
レベル2 警戒を強化すべきレベル	まん延防止等重点措置		県内のみ	不可(大会等への参加に備えるための練習試合、合同練習のみ可)	不可	
	感染拡大期	感染収縮期	県運動（文化）部活動の在り方に関する方針のとおり	県内に加え感染拡大の状況になり都道府県(※)との往来は可		
レベル1 維持すべきレベル						
レベル0 感染者0レベル						

(※) 令和3年2月1日栃木県教育委員会「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動の実施について」参照

中央競技団体 競技開始等ガイドライン

No.	競技団体等	ガイドライン (クリックすると外部サイトに移動します。)
0	日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
1	スケート	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのスポーツ活動再開ガイドラインについて
2	アイスホッケー	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのアイスホッケー活動再開ガイドライン
3	スキー	新型コロナウイルス感染防止ガイドラインについて
4	陸上競技	陸上競技活動再開のガイダンス策定のお知らせ 「ロードレース再開についてのガイダンス」策定について
5	水泳	水泳活動におけるCOVID-19対策の留意点について
6	サッカー	JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン (47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)
7	テニス	コロナウイルス感染症対策情報
8	ボート	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのボート競技のトレーニング再開のためのガイドラインII」について 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策を伴うボート競技大会開催に関するガイドラインI」
9	ホッケー	ホッケー競技活動再開についての留意点
10	ボクシング	感染症と共存する新しい生活様式におけるボクシング競技の活動再開に関するガイドライン
11	バレーボール	バレーボール競技に関わる大会等の運営ガイドライン(3/5更新) バレーボール競技活動再開のための選手へのガイドライン
12	体操	体操イベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン公開
13	バスケットボール	新型コロナウイルス対策 情報集約ページ
14	レスリング	(公財)日本レスリング協会 COVID-19 対策トレーニングガイドライン
15	セーリング	大会・競技会再開のガイド
16	ウエイトリフティング	(公社)日本ウエイトリフティング協会 COVID-19対策トレーニング再開ガイドライン【全国版】 (公社)日本ウエイトリフティング協会 新型コロナウイルス感染対策 トレーニング再開ガイドライン
17	ハンドボール	新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について～選手・スタッフ・関係団体のためのガイドライン～
18	自転車	コロナ関連情報(Covid-19)
19	ソフトテニス	新型コロナウイルス感染予防等に関する練習及び大会における留意点について
20	卓球	日本卓球協会における新型コロナウイルス感染症対策
21	軟式野球	2021JABA新型コロナウイルス対応ガイドラインについてお知らせ
22	相撲	相撲におけるスポーツ活動再開ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策 相撲における競技会再開ガイドライン
23	馬術	新型コロナウイルス関連のお知らせ(まとめ)
24	フェンシング	日本フェンシング協会 新型コロナウイルス関連サイト
25	柔道	新型コロナウイルス感染症関連
26	ソフトボール	新型コロナウイルス(COVID-19)におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
27	バドミントン	日本バドミントン協会 新型コロナウイルス関連サイト
28	弓道	新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン
29	ライフル射撃	日ラ競技会等開催・実施時の感染防止策ガイドライン／チェックリスト
30	剣道	対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 『稽古自粛の解除及び感染防止ガイドライン制定』(公式YouTubeチャンネル)
31	ラグビーフットボール	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策について

中央競技団体 競技開始等ガイドライン

No.	競技団体等	ガイドライン (クリックすると外部サイトに移動します。)
32	山 岳	【クライミングジムの営業再開に向けた感染予防指針】について 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策 日本代表チームの活動再開ガイドライン 登山再開に向けてのガイドライン
33	カ ヌ ー	コロナウイルス対策ガイドライン
34	ア ー チ ェ リ ー	アーチェリー部活動・練習場再開における感染防止策の心得について
35	空 手 道	(公財)全日本空手道連盟感染拡大防止ガイドライン
36	銃 剣 道	「稽古及び大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」について
37	ク レ ー 射 撃	地方公式大会実施に伴うガイドラインについて
38	な ぎ な た	感染拡大防止ガイドライン
39	ボ ウ リ ン グ	新型コロナウイルス感染症への対応について
40	ゴ ル フ	新型コロナウイルス感染症関連記事まとめ
41	ト ラ イ ア ス ロ ン	COVID-19 国内向け運営ガイドライン「大会開催に際して注意する点」 COVID-19主催者予防ガイドライン(国際大会向け)
42	パ ワ ー リ フ テ ィ ン グ	新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン
43	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	大会の再開に伴う新型コロナウイルス感染の予防について(お願い)
44	バ ウ ン ド テ ニ ス	リンク切れのため削除
45	ス ポ ー ツ チ ャ ン バ ラ	スポーツチャンバラ「新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」
46	拳 法 競 技	練習再開に対する指針
47	ダ ン ス ス ポ ー ツ	「新型コロナウイルス感染防止対応 競技会」開催ガイドライン(改訂版)
48	ゲ ー ト ボ ー ル	ゲートボール活動における感染拡大予防ガイドライン
49	チ ア リ ー デ ィ ン グ	新型コロナウイルス感染症対策としてのチアリーディング活動ガイドライン(第4版)
50	ド ッ ジ ボ ー ル	大会・講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
51	武 術 太 極 拳	安全に武術太極拳をするためのポイント
52	綱 引	新型コロナウイルス感染症対策 ガイドラインについて
53	少 林 寺 拳 法	新型コロナウイルス感染拡大防止について



<QRコード>

学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項 (感染防止策チェックリスト)

本チェックリストはあくまで参考であり、各学校の状況や競技の特性等を勘案して、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むようお願いします。

1 全般的な留意事項

- 感染防止のため会場校が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をチェックリスト化し掲示する。
- 各顧問（相手校も含む）は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回、確認する。
- 感染が発生した場合に備え、参加当日に必ず別紙参加者名簿の提出を求める。なお、保存期間（1ヵ月以上）を定めて保存する。
- 関係者以外の施設やグラウンド等への立ち入りはさせない。

2 相手校と事前に確認する事項

練習試合等を行う場合には、相手校と事前に連絡を密に取り、感染拡大防止のための措置として、以下の内容を検討する。

- 参加者の体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状があるなど）は、参加はさせない（当日に別紙参加者名簿で確認を行う）。
- マスクの持参を求める（スポーツをしていない時や観戦時、会話時などにはマスクを着用する）。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 保護者が観覧する場合は、感染防止対策及び留意事項が徹底できる場合のみ、身体的距離（できるだけ2 m以上）を確保できる人数に制限して、観覧を認める。徹底できない場合は観覧を控える。
- 試合中は大きな声で会話、応援等をしない。
- 感染防止のために会場校となる学校関係者が決めたその他の措置を遵守する。
- 試合終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、会場校へ速やかに報告する。
- 各顧問は安全に練習試合等が実施できるよう事前に共通理解を図る。

3 当日の対応

- 各会場の適切な場所に手指消毒剤を設置する。
- 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は軽度でも入場させない。

- 参加者が身体的距離をおいて観覧できるように目印等の設置を行う。
- 参加者が立入禁止区域に入らないよう表示する。
- 相手校から以下の事項を記載した別紙（参加者名簿）の提出を求める（1ヶ月以上保存）。
- 当日来校する参加者全員（顧問、生徒、外部指導者、保護者、送迎バス運転手）の氏名と代表者の住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取り扱いに十分注意する。
- 当日の体温
- 過去2週間における以下の事項の有無（全員分）
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常
 - ・ 体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、息苦しい（呼吸困難）、疲れやすい等

4 参加者への対応

(1) マスク等の準備

- 参加者がマスクを準備しているか確認する。
- スポーツをしていない時や観戦時、着替え時、会話時などにはマスクを着用するよう求める。

(2) 試合前後の留意事項

- 試合前後のミーティング等においても三つの密（密閉、密集、密接）を避けるよう周知する。
- 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。
- 指定場所以外では飲食は行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする。飲食物は各自で用意し、他人に渡さない。
- 手洗いをこまめに行うよう指示する。
- ゴミは必ず持ち帰るよう指示する。

5 会場となる学校が準備すべき事項の対応

(1) 会場・競技備品類等の準備

- 練習試合を屋内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。
- 屋外での開催においても、テント等で密集、密接が生じないように留意する。
- 定期的な換気に加え、空調の活用及び扇風機の併用（熱中症リスクにも備えること）。
- 試合球等は複数個用意し、こまめに消毒・清掃を行って交換しながら使用する。
- フラッグ、得点板、モップその他備品類のこまめな消毒など衛生対応をする。
- 審判員の笛の管理（笛の共用はしない。電子ホイッスル等を活用する）。

(2) トイレ・手洗い場所

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）は、活動前後に消毒する。

- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

(3) 更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。
- 複数の参加者が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）は、こまめに消毒する。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。

(4) ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いた感染リスクの高いゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、指定のゴミ箱に捨てるよう指示する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。

(5) 競技中の留意事項

- 試合前のアップ及び試合において、選手が密集、密接する円陣や声出し、整列などは控える。
- 試合前後の挨拶などは離れて行う。また生徒間での握手も控える。
- 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を行わない。
- ハイタッチや握手は行わない。
- 団体種目において待機選手はコート外で一定間隔を保つ。
- セット間や試合間での換気など適切な感染防止対策を行う。
- 試合前円陣やベンチでの集合時、できるだけ密集・接触を避ける。
- タオル、水ボトル、アイシングバッグなどの共用はしない。

(6) 観覧する保護者の留意事項

- 屋外での観覧においても、テント等で密集、密接が生じないように留意する。
- 参加者同士が密な状態とならないよう、席と席の間を空けるなど対応をとる。
- 内履きが必要な場合は持参する。また、外履き用の袋を持参する。
- 大声での声援を送らないことはもちろん、会話を控える。
- 観覧や会話をする場合にはマスクを着用する。ただし、熱中症予防の観点から2 m程度離れている場合はマスクを外してもよい。
- 試合終了後は速やかに解散する。
- ゴミは必ず持ち帰る。

宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項 (感染防止対策チェックリスト)

本チェックリストはあくまで参考であり、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込む。

宿泊については、可能な限り各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している施設やそれに準ずる対策を実施している施設を利用する。さらに感染防止対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に施設と連絡をとり、対策等を確認する。

1 全般的な留意事項

- 県内・県外を問わず、体調が悪い場合や感染防止対策が不十分な場所での活動を控える。
- 団体行動中は、人と人との距離を確保するとともに、できる限りお互いの会話を控える。
- 消毒設備の設置・整備等を事前に把握し、手洗いや消毒を定期的・計画的に行う。
- 運動、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行する。
(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外してもよい。)
- 旅行サービス提供事業者を利用する場合は、原則として適切な感染防止対策を行っている事業者に限定する。
- 輸送機関、食事や宿泊をする施設等に事前及び定期的な消毒と、十分な換気を依頼する。
- 宿泊については、可能な限り各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。

2 生徒、教職員、その他の同行関係者の対策

- 生徒に対して活動中の感染防止対策(感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等)の事前指導を徹底する。
- 生徒の出発前の健康観察(直前2週間)を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止める。
- 同居家族や身近な知人に、感染が疑われる場合は参加を取り止める。
- 活動中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合にはすみやかに医療機関を受診させ、保護者に連絡するなど適切に対応する。
- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚以上)として、共用はしない。
- 生徒の食事アレルギーや既往症について、新型コロナによる重症化リスクの可能性もあることから事前に把握し、主治医の見解を保護者へ確認の上、参加の判断を行う。
- 実施前・実施中の感染状況の変化等により、活動の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は中止とする。

3 集合やミーティング等の対策

- 開放した広い場所を確保し、集合の方法、列の間隔・前後の隊形を工夫し、「3密」にならないようにする。

4 公共交通機関や輸送機関利用上の対策

- 各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に確認する。
- 各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に活用するとともに、全員がマスクを着用した前提で人と人との間隔を十分に確保する。
- 必要最小限の会話にとどめる等、生徒は感染症予防の行動を徹底する。

5 宿泊施設利用上の対策

- 宿泊先は学校施設ではなく、各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。
- 宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に確認する。
- 食事は、一人ずつのセットメニューとする。また、コップやお箸等は適切に消毒や洗浄されたものを使用し、共用はしない。
- 宿泊施設内の設備等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染防止対策を徹底する。
(場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整、また、1部屋の利用人数の削減の検討等を含む)

6 その他

- 宿泊を伴う活動への参加については、参加申込書(「運動部活動指導の手引」(栃木県運動部活動の在り方に関する方針) P(13)参照)等の提出により保護者の承諾を得る。

- 持参物の内容について、十分配慮する。

例) □マスク(1日1枚以上)、体温計、ハンカチ(1日1枚以上)、ティッシュを持参する。 □マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等を持参する。 □利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を持参する。
--

- 少人数での班別、グループ行動中においても、「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施する。並びに、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。【感染範囲の特定のため】

- 活動終了後の健康観察については、参加者本人や同居家族等も含めた健康状態の経過観察を、一定期間(目安として2週間程度)行う。